

## ○術科訓練単位制実施要領の制定について

(昭和 60 年 3 月 11 日例規第 9 号／神教発第 78 号)

各所属長あて 本部長

術科訓練の単位制については、術科訓練単位制の実施要領について(昭和 38 年 5 月 2 日 神教発第 93 号。以下「旧要領」という。)により運用してきたところであるが、旧要領は、制定後 20 余年が経過し、単位制の対象となる術科、単位の算定基準、術科訓練日の設定等について実情に合わない点が見られるので、新たに術科訓練単位制実施要領を制定し、昭和 60 年 4 月 1 日から施行することとしたから、効果的な運用に努められたい。

おつて、次の例規通達は、廃止する。

- 1 術科訓練単位制の実施要領について(昭和 38 年 5 月 2 日 神教発第 93 号)
- 2 術科訓練簿の取扱いについて(昭和 38 年 8 月 30 日 神教発第 200 号)

術科訓練単位制実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、神奈川県警察教養規程(平成 14 年神奈川県警察本部訓令第 14 号)第 29 条に規定する職員の術科技能の向上を図るため術科訓練単位制に関して必要な事項を定めるものとする。

(単位を取得する術科)

第 2 条 警察官は、次に掲げる術科の単位を取得しなければならない。

- (1) 柔道又は剣道
- (2) 逮捕術
- (3) けん銃操法
- (4) 救急法
- (5) 走訓練(ジョギング、ランニング、急歩等)

(単位の算定基準)

第 3 条 単位は、術科ごとに、教養実施責任者が計画した訓練によるものとし、算出基準は、次のとおりとする。

- (1) おおむね 30 分以上出席した場合を 1 単位とする。ただし、30 分に満たない場合は、15 分以上 2 回で 1 単位とする。
- (2) 同一の術科について 1 日 1 単位を超えて取得することができない。

2 術科訓練の見学は、単位に計上することができない。

(取得する単位)

第 4 条 第 2 条に規定する単位の取得基準は、次のとおりとする。

- (1) 柔道又は剣道及び逮捕術により月間 3 単位以上
- (2) けん銃操法及び救急法により年間 4 単位以上
- (3) 走訓練により月間 2 単位以上

2 単位は、年間を通じておおむね 60 単位を取得することを目標とする。

(特例)

第 5 条 術科の大会、研修、講習等に出席した者については、その期間中につき 1 日 1 単位として、当該大会、研修、講習等の術科の単位を与えるものとする。

2 警察大学校、管区警察学校及び神奈川県警察学校に入校し教養訓練を受けた者については、その入校中は前条に定める月間の単位を取得したものとみなす。

3 教養実施責任者は、疾病、勤務の都合、訓練施設の不備等により、単位の取得が困難と認めた者については、単位の取得を免除することができる。

(術科訓練日)

第 6 条 教養実施責任者は、術科の訓練日を設定しなければならない。

2 前項に規定する術科訓練日の設定は、おおむね週 3 日とする。

(術科訓練単位取得票)

第 7 条 教養担当者は、術科指導者を通じて、術科訓練日の訓練参加状況を把握しておかなければならない。

2 教養担当者は、所属職員の年間の単位取得状況を術科単位取得票(別記様式)により、教養実施責任者の決裁を受けるものとする。

3 教養実施責任者は、所属職員が他の所属に異動したときは、当該職員の術科単位取得票を速やかに異動先の所属長に送付しなければならない。